

議案第49号

山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について

山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年3月10日提出

山陽小野田市長 藤田剛二

山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例（平成17年山陽小野田市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条第1項中「前条第1項第1号から第10号まで」を「前条第1項第1号から第9号まで」に改め、同条第2項中「前条第1項第11号」を「前条第1項第10号」に、「5,300円」を「4,000円」に改める。

附則第5項の前の見出し、同項及び附則第6項を削る。

別表第1公平委員会委員長、公平委員会委員及び教育委員会委員長の項を削り、同表介護認定審査会委員（審査判定業務以外の業務の場合）の項及び障害支援区分認定審査会委員（審査判定業務以外の業務の場合）の項中「5,300円」を「4,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正）

2 山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部山陽小野田市特別職報酬等審議会の項中「第2条第1項第1号から第5号まで」を「第2条第1項第1号から第4号まで」に改める。

議案第49号参考資料

山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この条例に基づき、報酬を受ける非常勤職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(報酬の額)</p> <p>第3条 <u>前条第1項第1号から第9号までに掲げる非常勤職員の報酬の額は、別表第1のとおりとする。</u></p> <p>2 <u>前条第1項第10号に掲げる非常勤職員の報酬については、別に定めのあるもののほか、日額4,000円</u> (特殊</p>	<p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この条例に基づき、報酬を受ける非常勤職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 公平委員会の委員</u></p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(報酬の額)</p> <p>第3条 <u>前条第1項第1号から第10号までに掲げる非常勤職員の報酬の額は、別表第1のとおりとする。</u></p> <p>2 <u>前条第1項第11号に掲げる非常勤職員の報酬については、別に定めのあるもののほか、日額5,300円</u> (特殊</p>

な勤務条件にある者にあつては、4,000円以内の額で、予算の範囲内において市長が別に定める日額)とする。ただし、その非常勤職員の出務する日数が1箇月のうち勤務を要する日数の2分の1を超えるものについては、35万円以内で月額をもって定めることができる。

附 則

1～4 (略)

別表第1 (第3条関係)

職名	区分	金額
----	----	----

な勤務条件にある者にあつては、5,300円以内の額で、予算の範囲内において市長が別に定める日額)とする。ただし、その非常勤職員の出務する日数が1箇月のうち勤務を要する日数の2分の1を超えるものについては、35万円以内で月額をもって定めることができる。

附 則

1～4 (略)

(非常勤職員の報酬の特例)

5 第2条第1項第2号、第4号(能率給を除く。)、第5号、第6号、第8号(審査判定業務以外の業務に従事した場合を除く。)、第9号(審査判定業務以外の業務に従事した場合を除く。)及び第10号(能率給を除く。)に掲げる委員の報酬の額については、当分の間、第3条の規定にかかわらず、同条に定める報酬の額から当該報酬の額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とし、第8号及び第9号に掲げる委員が審査判定業務以外の業務に従事した場合の報酬の額については、当分の間、別表第1中「5,300円」とあるのは「2,000円」とする。

6 当分の間、第3条第2項中「5,300円」とあるのは「2,000円」とする。

別表第1 (第3条関係)

職名	区分	金額
----	----	----

(略)	(略)	(略)	(略)
監査委員	市議会議員から選任された者	月額	39,000円
	識見者から選任された者	月額	153,000円
(略)	(略)	(略)	(略)
農業委員会委員	月額	基本給	33,000円
	年額	能率給	557,333円 以内で市長が別に定める額
(略)	(略)	(略)	(略)
介護認定審査会委員 (審査判定業務以外の業務の場合)	日額		18,380円
	(日額)		(4,000円)
障害支援区分認定審査会委員 (審査判定業務以外の業務の場合)	日額		18,380円
	(日額)		(4,000円)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)	(略)
監査委員	市議会議員から選任された者	月額	39,000円
	識見者から選任された者	月額	153,000円
公平委員会委員長		日額	15,100円
公平委員会委員		日額	12,900円
(略)	(略)	(略)	(略)
農業委員会委員	月額	基本給	33,000円
	年額	能率給	557,333円 以内で市長が別に定める額
教育委員会委員長		月額	74,000円
(略)	(略)	(略)	(略)
介護認定審査会委員 (審査判定業務以外の業務の場合)	日額		18,380円
	(日額)		(5,300円)
障害支援区分認定審査会委員 (審査判定業務以外の業務の場合)	日額		18,380円
	(日額)		(5,300円)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例新旧対照表（附則第2項関係）

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務	附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務
市長	(略)	(略)	市長	(略)	(略)
	山陽小野田市特別職報酬等審議会	議員報酬の額並びに市長、副市長、教育長、病院事業管理者及び水道事業管理者の給与の額並びに非常勤職員（山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例（平成17年山陽小野田市条例第44号） <u>第2条第1項第1号から第4号まで</u> に掲げる非常勤職員をいう。）の報酬の額について調査し、審議し、答申すること。		山陽小野田市特別職報酬等審議会	議員報酬の額並びに市長、副市長、教育長、病院事業管理者及び水道事業管理者の給与の額並びに非常勤職員（山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例（平成17年山陽小野田市条例第44号） <u>第2条第1項第1号から第5号まで</u> に掲げる非常勤職員をいう。）の報酬の額について調査し、審議し、答申すること。
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)